平成２５年（フ）第７３号
山形市桜田西４丁目20番５号
債務者　菅野　克美
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８４号
山形県西村山郡朝日町大字和合2205番地
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８号
岐阜県大垣市上石津町下山2810番地
債務者　伊藤　芳枝
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
福岡県行橋市西泉２丁目８番13号
債務者　森川　昭彦
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
福岡県行橋市宮市町４番２―201号　松川ビル
債務者　長部　浩子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
埼玉県本庄市南２丁目２番13号　シャルム光陽201
債務者　川田　由美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４５号
埼玉県羽生市東１丁目１番52号
債務者　関口　忠正
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３５号
静岡県富士宮市貴船町６番24号　フレグランスシミズ102号室
債務者　伏見さゆり（旧姓岡元）
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１７０号
愛知県岡崎市緑丘２丁目10番地15　エントピアヒル303
債務者　鈴木千代子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
愛知県岡崎市竜美東３丁目６番地13、前住所東京都世田谷区豪徳寺１丁目56番５―305号
債務者　近藤　早紀
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
埼玉県草加市原町１丁目19番10号　コンフォート103号、旧住所埼玉県さいたま市南区辻８丁目26番１号　15―102
債務者　笘　　巨二
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
埼玉県草加市西町281番地３
債務者　船戸　直毅
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
埼玉県草加市西町462番地13　西町ハイツⅡ―105号、旧住所埼玉県草加市新里町1422番地　ヴィ・シティ草加４―309号
債務者　佐原　香織
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
埼玉県越谷市大字南荻島2007番地３　ビレッジＷＥＳＴⅡ202号
債務者　坂澤　和幸
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
千葉県銚子市榊町5057番地
債務者　大川　幸一
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３４号
新潟県十日町市山本町４丁目908番地１
債務者　猪股　和也
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
新潟県長岡市大山１丁目８番地１　セレーネ202号室
債務者　田村　英子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係